

令和4年度 さくら市学童保育入所希望の保護者の皆様へ

保護者が就労のため、日中留守となるご家庭の児童を対象として下記の通り学童保育を開設しています。入所をご希望の方は、所定の申請書によりお申し込みください。

申込要領

- ★対象児童
- ①令和4年度において上松山小学校1年生から6年生までの児童
 - ②保護者等（両親及び同居している家族）全員の就労終了時間が午後3時以降になる家庭の児童
 - ③保護者等の就労形態が家庭外労働であり、児童の帰宅時に留守状態になる家庭の児童
- ★以上①～③のいずれの条件も満たす児童が対象となります。

- ★申込方法 下記のとおり、記入作成後、必ず、所定の必要書類を揃えて、申込期間内に提出してください。

| | |
|---------|---|
| 入所申込書 | 必ず提出 |
| 自主申告書 | 必ず提出 |
| 就労証明書 | 事業所等で勤務し、事業主等から給料を支給されている方は提出してください。 |
| 自営業等申告書 | 自営業・農業・疾病・家族介護・出産・高齢の方は提出してください。 |
| 減免申請書 | 生活保護・ひとり親家庭医療費助成制度の該当世帯が対象となります。生活保護受領者証・ひとり親医療費受給資格者証の写しを添えて、減免申請書を提出してください。 |

- ★受付期間 令和3年11月30日（火）までに申請してください。
尚、来所が無理な方は、郵送でも受け付けますが、書類の不足、記入漏れがあった場合は再度提出していただきます。

- ★申込先
- ・上松山児童センター
 - ・さくら市社会福祉協議会氏家支部（氏家福祉センター）

ご不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

- *上松山児童センター（上松山小学校東側）
住所：〒329-1311 さくら市氏家3776-2
電話：616-3660
- *さくら市社会福祉協議会氏家支部（氏家福祉センター）
住所：〒329-1312 さくら市櫻野1329
電話：682-2217 担当：江面

裏面には、学童保育の要領を記載しておりますので、ご覧ください。

- 《学童実施日》 令和4年4月1日～令和5年3月31日（日曜祝日・年末年始を除く。）
その他、土曜日、夏休み等の長期休業期間中、運動会振替日も開設いたします。
- 《保育内容》 児童の遊び（外遊び・図画工作等）を通して健全育成を目的とします。
学習のための時間は設けますが、学習指導は行いません。
- 《場 所》 ●上松山小学校学童保育 A（上松山児童センター2階 ☎616-3661）
●上松山小学校学童保育 B（上松山児童センター2階 ☎616-3662）
●上松山小学校学童保育 C（上松山小プール管理棟2階 ☎070-2825-0884）
●上松山小学校学童保育 D（上松山児童センター2階 ☎616-3661、616-3662）
●上松山小学校学童保育 E（上松山小プール管理棟2階 ☎070-2825-0884）
※開設場所は変更になる場合がございます。
- 《保育時間》 平日は下校時～午後6時。それ以外の日は、午前8時～午後6時。
（午前7時30分から8時、また午後6時～7時30分まで延長可能）
※令和3年度から午後7時30分まで利用可能となりますが、延長保育料（別途）がかかります。
- 《保 育 料》
- ・1人 月額7,000円
 - ・毎月20日に口座振替（足利銀行のみ）または現金で納入していただきます。
 - ・延長保育料は、午後6時30分以降30分ごとに300円（別途）がかかります。利用申請がなく、お迎え時間が午後6時30分を過ぎてしまった場合でも、延長保育料をいただくこととなりますのでご注意ください。
 - ・土曜日にも利用する場合は、2,000円が月額に加算されます。
夏休み利用する場合は、7,000円が8月分に加算されます。
 - ・保育料は月単位で納入していただきます。
 - ・生活保護・一人親家庭医療費助成制度の該当世帯は保育料が減免されますので、生活保護受領者証・ひとり親家庭医療費受給資格者証の写しを添えて、減免申請書を提出して下さい（これに該当しなくなった場合は通常の保育料を納入していただきます。）
 - ・悪天候等による臨時休校日、運動会振替休日を利用の際は、月額保育料に加え、1日700円を納入していただきます。
- 《退 所》 途中で退所する方は、退所希望月の前月末までに「退所届」を社会福祉協議会に提出してください。なお、退所届が前月までに提出されない場合は、保育料は学童保育を利用していなくても正規の金額をいただくこととなります。
- 《送 迎》 児童のお迎えは、保護者が必ず行ってください。保護者がお迎えに来られない場合は事前に事務局・または指導員に誰が迎えに来るのかお知らせください。また、塾や習い事のため早退する場合は、事前に申し出てください。なお、その場合は、学童保育室を出た後は、保護者の責任になりますことをご理解下さい。
- 《保 険》 傷害保険に加入いたします（保険料は保育料に含まれています）
- 《そ の 他》
- ・家庭の状況等によっては、入所をお断りする場合があります。（入所要件のご確認をお願いいたします）
 - ・土曜日と長期休み利用の場合は弁当を持参してください。